

食品衛生トピックス 《2012/11/07》

○「牛海綿状脳症対策の見直し」について

厚生労働省は、平成24年10月22日に食品安全委員会から評価結果の答申を受け、平成24年11月6日に「食品衛生分科会・伝達性海綿状脳症対策部会合同会議」を開催し、BSE対策の見直しについて審議しました。

輸入措置の見直しについては、①米国及びカナダに加えてフランス及びオランダからの輸入を可能とすること、②月齢制限を20ヶ月齢から30ヶ月齢以下に引き上げること、③SRMの範囲も、上記の月齢条件を前提として、扁桃及び回腸遠位部に見直すことが提案され、審議会から承認されました。

また、今後の手続きについては、当該審議会を踏まえ①各輸出国との二国間協議、②現地調査、③一般への説明会開催、④薬事・食品衛生審議会への報告、⑤輸入措置に係る改正通知という提案に、審議会からは輸入措置についてもパブリックコメント等が必要であるとする意見が付されて承認されました。

なお、今後のせき柱に関する規制については、規制対象のせき柱の範囲、せき柱から製造される食品の規制（輸入食品を含む。）についての提案が審議され、提案をもって食品安全委員会に諮問することが承認されました。

BSE対策の再評価の手順

